

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月22日

【会社名】 京阪神ビルディング株式会社

【英訳名】 Keihanshin Building Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 若林 常夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町四丁目 2 番14号

【電話番号】 06(6202)7331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 経営管理統括 堀 貴生

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町四丁目 2 番14号

【電話番号】 06(6202)7331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 経営管理統括 堀 貴生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月19日

### (2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額954,046,620円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月22日

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、若林常夫、多田順一、浅草嘉一、野村雅男、竹田千穂、宮野谷 篤及び上條英之を選任する。

<株主提案(第3号議案)>

#### 第3号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社株式を保有する特定の企業による当社株式の保有を解消し、当社のコーポレート・ガバナンスの改善に資する。

1. 取得する株式の種類  
普通株式
2. 取得する株式の数  
23,941,125株
3. 取得と引換えに交付する金銭等の内容  
金銭
4. 取得と引換えに交付する金銭等の総額  
本総会の開催日前日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格に、取得する株式の数を乗じた金額とする。
5. 株式を取得することができる期間  
本総会終結の日から2027年5月31日まで
6. 取得する相手方  
銀泉株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社きんでん、鹿島建設株式会社、株式会社三十三銀行、株式会社百十四銀行、三精テクノロジー株式会社、三井住友カード株式会社、株式会社あいち銀行、ダイビル株式会社、大和ハウス工業株式会社、戸田建設株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社明電舎、美津濃株式会社、東西建築サービス株式会社、株式会社足利銀行、住友生命保険相互会社、丸一鋼管株式会社、株式会社常陽銀行、株式会社三晃空調、須賀工業株式会社、レンゴー株式会社、サノヤスホールディングス株式会社、能美防災株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西電力株式会社、ダイキン工業株式会社、株式会社西島製作所、東リ株式会社、セイノーホールディングス株式会社、株式会社ルックホールディングス及

び南海辰村建設株式会社

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	383,695	763	54,268	(注) 1	可決(87.0%)
第2号議案					
若林 常夫	362,278	76,410	39	(注) 2	可決(82.2%)
多田 順一	380,615	58,112	0		可決(86.3%)
浅草 嘉一	382,775	55,953	0		可決(86.8%)
野村 雅男	375,707	63,021	0		可決(85.2%)
竹田 千穂	375,704	63,023	0		可決(85.2%)
宮野谷 篤	382,722	56,006	0		可決(86.8%)
上條 英之	382,761	55,967	0		可決(86.8%)

<株主提案（第3号議案）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第3号議案	58,817	141,219	29	(注) 3	否決(69.9%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。なお、会社法第160条第4項の規定の趣旨を踏まえて、取得する相手方となる33名の株主の有する議決権は上記の賛成、反対及び棄権の議決権数には加算しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。